

令和 6 年度会津美里町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この調達方針は町の全ての組織に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本町において、物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する次に掲げる施設等で、原則として町内に所在する施設等とする。

- （1）障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- （2）就労移行支援事業所
- （3）就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- （4）生活介護事業所
- （5）地域活動支援センター
- （6）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- （7）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- （8）重度障がい者多数雇用事業所
- （9）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障がい者就労施設等が供給する物品等とする。

5 物品等の調達の目標

調達目標額は、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとする。

6 調達の推進方法

- （1）各所属が調達を円滑に進めることができるよう、担当窓口は障がい者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各所属に提供する。
- （2）障がい者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令

(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。

7 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、町ホームページへの掲載等において公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康ふくし課とする。

9 施行期日

本方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。